第31号議案　藤枝市介護保険条例の一部を改正する条例

本条例は、40歳以上の人すべてが加入する介護保険料が、現在の月額（基準額）から270円値上げされるという、多くの市民生活に直結する大変大きな条例です。

介護という社会保障そのものを保険で運営するという方法は合理的な一面を持っています。介護保険制度導入当初も100年安心介護というキャッチフレーズで、老後の生活を誰しも安心して暮らせるための制度だと喧伝されました。

しかし、実際はそうなっていません。反対の理由は国民から見て、敢えてきつい表現ですが、現状は安心どころか「国家的詐欺」とまで言われても仕方ない状況になってしまっています、。反対の最大の理由です。

まず、保険料ですが3年毎の改定その全てで値上げが行われています。これは高齢化に伴い介護の必要度（給付）が増えれば増えるほど保険料値上げに直結する仕組みに最大の原因があります。高齢化は当然予測される事ですが、国が国庫負担を増やしませんのでそれではどうやったって値上げになるに決まっています。

しかもそれに伴う受給サービスが低下しています。特養の入所基準は要介護3以上とされ、ただでさえ待機者が多い特養でも要介護2以下の人はその行列にすら並べなくなっています。介護サービスの主要部分であるデイサービスやショートステイ（通所介護、訪問介護）は保険本体から外されてや費用に上限がある地域支援事業に移管されてしまいました。このままでは、必要な人がふえても国から自治体にお金が来なくなります。

利用料の値上げなど、高齢化に伴う負担増と支給減のダブルパンチであります。

介護利用料は一部所得以上の人は1割から2割になりました。これも今後3割負担へと進める事が議論の俎上に上がっています。

事業所にとっても、安倍内閣の下で介護報酬の相次ぐ引き下げによって離職者が相次ぐ状況です。介護という重労働を強いられる職場でありながら、それに見合う報酬を国が引き下げ続けている。当然離職者が続出するわけですが、介護は社会からなくす事ができないので、ハローワークの求人のほとんどが介護職という現状になってしまっています。

細かな事はまだまだありますが、こうした状況下での更なる値上げは市民はとても納得できないでしょう。

一方で、当局としても値上げ幅を抑えるべく最大の努力をしたことも事実です。当初の基準額保険料の予定は5500円前後であったが、最終的に5270円にまで引き下げてきたことは国の計算式通りのやり方をせず、独自に給付（本会議では18000万）を抑える事もして値上げを抑制した努力は評価したいと思います。

ただ、介護保険特快への一般会計からの法定外繰入は、これまでやれないという考え一辺倒であったが、本会議の質疑において「法定外繰り入れ実施による法律上の罰則規定はない」と答弁し、事実上実施は可能と認めた。事実、実施している自治体も少数ながらある。財政調整基金がこれだけたまっている状況であれば、実施しているところは少ないながらも本市は繰り入れを検討すべきであると考えます。

以上、反対討論